

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年 9 月15日提出
【計算期間】	第36特定期間 （自 平成22年12月21日 至 平成23年 6 月20日）
【ファンド名】	ホープ（3ヵ月決算型）3号
【発行者名】	国際投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 駒形 康吉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	佐々木 直彦
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5221）6110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

国内外の公社債等（国債、地方債、政府保証債、金融債、事業債、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー等）を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

国債 国が発行する債券です。長期国債、中期国債、国庫短期証券等が含まれます。

地方債 都道府県、政令指定都市等の地方自治体が発行する債券です。

政府保証債 政府が元利金の支払いを保証している債券です。（公団・公庫等の政府関係機関等が発行する債券のうち政府の保証付きの債券をいいます。）

金融債 特別法で債券発行を認められている金融機関の発行する債券です。

事業債 株式会社などの事業会社等が発行する債券です。上記金融債と区別して一般に事業債と呼ばれます。

譲渡性預金（ＣＤ） 第三者に譲渡可能な銀行の預金証書のことをいいます。

コマーシャル・ペーパー（ＣＰ） 企業、金融機関等が、無担保の短期資金調達手段として発行する約束手形または短期社債です。

* 上記以外のわが国の公社債も主要投資対象に含まれます。

信託金の限度額

3,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

基本的性格

社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）該当する商品分類を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内 外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般	年 1 回	グローバル（日本含む）	
大型株	年 2 回	日本	
中小型株		北米	
債券	年 4 回	欧州	あり
一般	年 6 回（隔月）	アジア	（フルヘッジ）
公債	年12回（毎月）	オセアニア	
社債	日々	中南米	
その他債券		アフリカ	
クレジット属性	その他	中近東（中東）	なし
不動産投信		エマージング	
その他資産			
資産複合			

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

債券（一般）	公債 ^{*1} 、社債 ^{*2} 、その他債券 ^{*3} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年4回	目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

*1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

*2 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

*3 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

前記以外の商品分類表および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）より確認してください。

ファンドの特色

① 国内外の公社債等を主要対象とします。

- 好利回りの国内外の公社債等（国債、地方債、政府保証債、金融債、事業債、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー等）を中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。

国債	国が発行する債券です。長期国債、中期国債、国庫短期証券等が含まれます。
地方債	都道府県、政令指定都市等の地方自治体が発行する債券です。
政府保証債	政府が元利金の支払いを保証している債券です。（公団・公庫等の政府関係機関等が発行する債券のうち政府の保証付きの債券をいいます。）
金融債	特別法で債券発行を認められている金融機関の発行する債券です。
事業債	株式会社などの事業会社等が発行する債券です。上記金融債と区別して一般に事業債と呼ばれます。
譲渡性預金(CD)	第三者に譲渡可能な銀行の預金証書のことをいいます。
コマーシャル・ペーパー(CP)	企業、金融機関等が、無担保の短期資金調達手段として発行する約束手形または短期社債です。
* 上記以外のわが国の公社債も主要投資対象に含まれます。	

※資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、①のような運用ができない場合があります。

② 3ヵ月に1回決算を行い、収益の分配を行います。

- 毎年3、6、9、12月の19日*に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
* 19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で翌日も営業日である日のうち、19日に最も近い日とします。
- 決算時に、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当します。
- 収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。
- 決算日の基準価額が元本（1万口当たり1万円）を下回っている場合は、分配を行いません。

③ 購入のお申込みは3ヵ月に1回に限定します。

- 購入のお申込みは1万円以上1円単位です。（当初元本1口＝1円）
- 申込手数料はかかりません。
- 購入の申込受付日は、3ヵ月ごとの決算日の5営業日前を最終日としてそれ以前の約1ヵ月程度に限定されます。ただし、収益分配金の再投資に係る購入のお申込みについては、あらかじめ当該計算期間終了日の5営業日前に当該申込みがあったものとみなして再投資するものとします。
- 申込価額は、決算日の基準価額とします。

お申込期間		
平成22年8月13日	～	平成22年9月13日
平成22年11月17日	～	平成22年12月13日
平成23年2月15日	～	平成23年3月14日
平成23年5月13日	～	平成23年6月13日
平成23年8月16日	～	平成23年9月12日

④ 解約は3ヵ月に1回に限定します。

- 解約のお申込みは1口単位です。
- 解約手数料はかかりません。
- 解約の受付日は、3ヵ月ごとの決算日の5営業日前を最終日としてそれ以前の約1ヵ月程度に限定されます。
- 解約価額は、決算日の基準価額とします。
- 解約代金は、原則として決算日から起算して4営業日目から販売会社において支払われます。

（2）【ファンドの沿革】

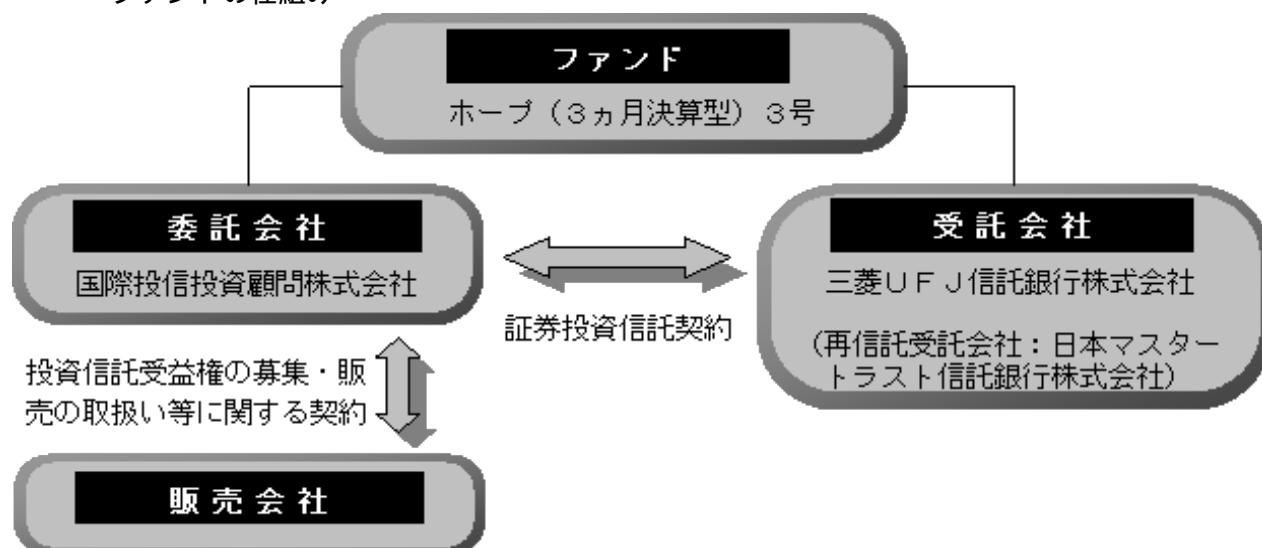
平成5年6月22日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

平成15年3月20日 ファンドの名称（「ワールド・シックス3号」から「ホープ（3ヵ月決算型）3号」に変更）、ファンドの目的、基本方針、投資対象、投資態度、償還条項、外貨建資産への投資割合、投資する公社債の範囲、取得の申込受付終了日および換金の申込受付終了日を変更

平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- a. 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）
ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。
- b. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- c. 販売会社
受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- a. 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）
証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。
- b. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）
受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社の概況

- a. 資本金（平成23年6月末現在）
26億8千万円
- b. 沿革
昭和58年3月1日 国際投信委託株式会社設立
昭和59年12月12日 国際投資顧問株式会社設立
平成9年7月1日 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更

c. 大株主の状況（平成23年6月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	7,161株	55.09%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	1,400株	10.77%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	899株	6.91%

d. 金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第326号

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

内外の公社債等（国債、地方債、政府保証債、金融債、事業債、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー等）を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

投資態度

内外の公社債等（国債、地方債、政府保証債、金融債、事業債、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー等）を中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。

* 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

内外の公社債等（国債、地方債、政府保証債、金融債、事業債、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー等）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類（約款第14条の2）

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい、以下同じ。）とします。

a. 有価証券

b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（5）○信託約款に定める投資制限の および に定めるものに限り、）に係る権利

c. 約束手形

d. 金銭債権

運用の指図範囲（約款第15条第1項）

委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。

a. 国債証券

b. 地方債証券

c. 特別の法律により法人の発行する債券

d. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

e. コマーシャル・ペーパー

f. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. から e. の証券の性質を有するもの

g. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

h. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

i．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

j．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

k．外国の者に対する権利でj．の有価証券の性質を有するもの

なお、a．からd．までの証券およびf．の証券または証書のうちa．からd．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第15条第2項）

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a．預金

b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c．コール・ローン

d．手形割引市場において売買される手形

e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

f．外国の者に対する権利でe．の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用（約款第15条第3項）

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からf．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

a．先物取引等

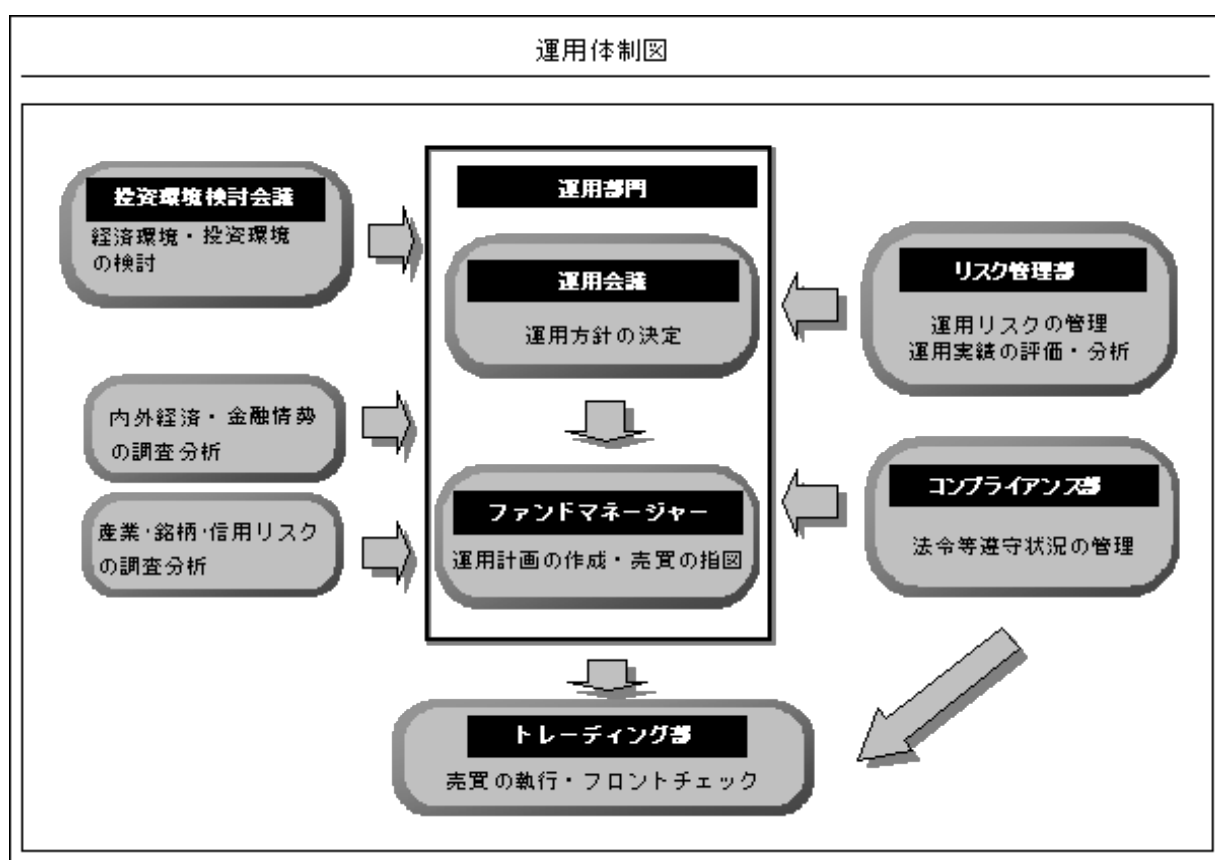
b．スワップ取引

(3) 【運用体制】

ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。（平成23年6月末現在）

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。
運用会議	原則として月1回運用会議を開催し、運用方針ならびに収益分配金および収益分配金の決定に関する方針の決定を行います。

組織	役割・機能
運用部門 （ファンドマネージャー）	ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。



参考

ファンドの運用は、運用部門の債券運用部が担当し、ファンドマネージャー2名で運用を行います。トレーディング部、リスク管理部、コンプライアンス部においては総勢30名程度で上記業務に当たります。

運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規程」において、ファンドの運用方針等を決定する機関として運用会議をおくなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー（運用担当者）の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規則」を定めています。

関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、受託会社より年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

原則として毎年３、６、９、１２月の１９日に決算を行い、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当します。

収益分配金の交付

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

毎計算期間の末日における収益分配前の信託財産の純資産総額が当該元本の額（１万口当たり１万円とします。以下同じ。）を超過する額は、その全額を収益分配金として計上します。

（５）【投資制限】

○信託約款に定める投資制限

同一銘柄の転換社債等への投資（約款運用の基本方針(3)投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合（約款運用の基本方針(3)投資制限）

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。ただし、原則としてユーロ円建以外の外貨建資産については、原則フルヘッジすることにより為替変動リスクの低減をはかります。

公社債への投資（約款 運用の基本方針(3)投資制限）

公社債（ただし、ペーパーレスコマーシャル・ペーパー（短期社債等）を除きます。）への投資にあたっては、原則として組入時に投資適格格付公社債（信用格付業者等のうち１社以上からＢＢＢ－格以上の長期信用格付けが付与された銘柄とし、信用格付けのない場合は委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）とします。また、原則として組入資産の平均残存期間は１年以内とします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第17条）

ａ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金ならびに余裕金の範囲内とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない

範囲内とします。

- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余裕金等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第17条の2）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第17条の3）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の借入れ（約款第17条の4）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。
- d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第20条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款第21条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ（約款第28条の2）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 資金借入総額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内の額とします。
- e. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

○法令等による投資制限

デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。

（主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。）

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

金利変動リスク

ファンドの主要投資対象である公社債等の価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、ファンドの基準価額の下落要因となります。

信用リスク

投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

市場リスク

投資対象国の景気、経済、社会情勢等により市況全体が下落した場合には、その影響を受けることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

ファンドが外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失を被ることがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

その他の主な留意点

- a．収益分配金は、ファンドの純資産総額から支払われます。そのため、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。
- b．受益権の総口数が30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- c．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

トレーディング部

株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必

要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

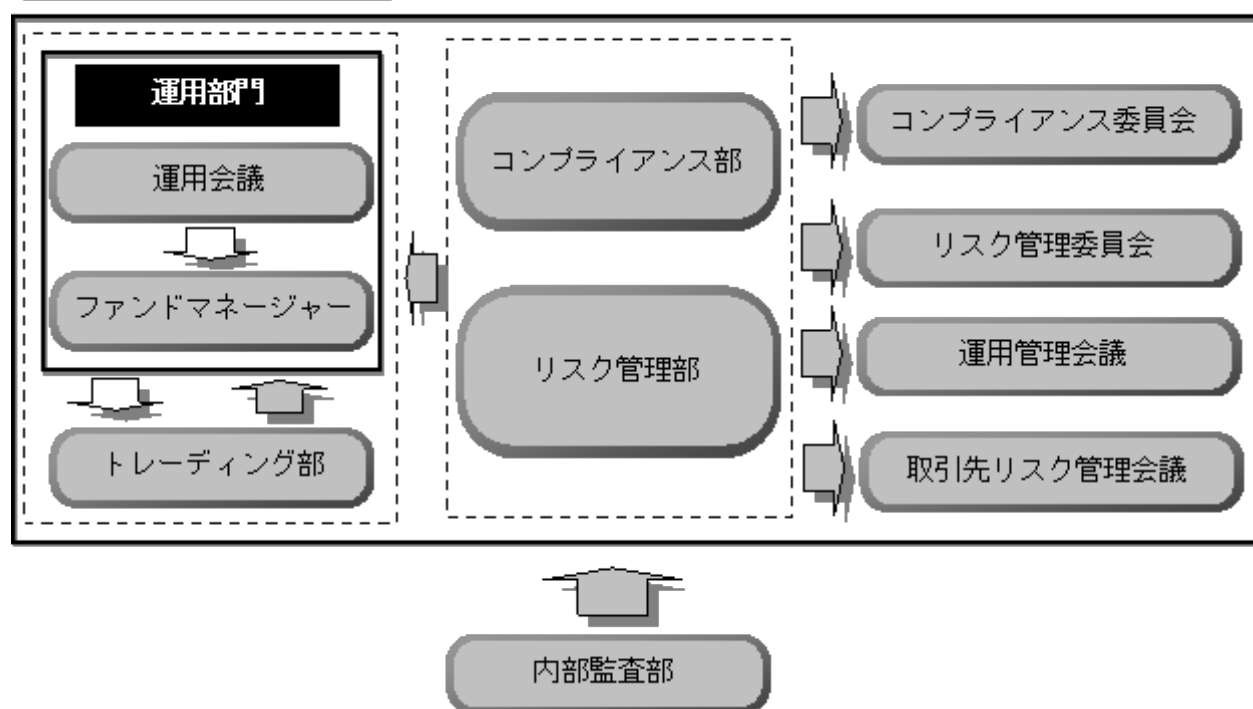
内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- * コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- * リスク管理委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- * 運用管理会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- * 取引先リスク管理会議（原則、四半期毎に開催）において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク（カウンターパーティー・リスク）に関する管理方針等の検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制図



* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

かかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

（３）【信託報酬等】

- a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額に以下に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た金額とします。
- b．各週の最終の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）の翌日から翌週以降の最終の営業日までの信託報酬率は、年1万分の70を上限に、当該翌週以降の最初の営業日の前5営業日の各営業日における直前の決算日からの年平均収益率^{*}の平均に0.14を乗じて得た率から0.0014を差引いた率とします。ただし、年平均収益率が4.0%を下回るときは、年1万分の42以内とします。
- ^{*} 年平均収益率とは、当該計算日の1万口当たりの純資産総額（信託財産の純資産総額をそのときの受益権口数で除して1万を乗じて得た額（銭位未満四捨五入）をいいます。）から1万口当たりの元本額を控除した額の1万口当たりの元本額に対する割合を経過期間で除して得た率をいいます。
- c．信託報酬は、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成23年6月末現在の支払先および配分は、以下の通りです。

a．信託報酬率が年0.42%超の場合

委託会社	受託会社	販売会社
信託報酬率から受託会社および販売会社の配分率を差引いた率	年0.0394% （ただし、信託報酬率が年0.7%の場合は0.0439%）	信託報酬率に75.38%を乗じたものから10,000分の1.5076を差引いた率

b．信託報酬率が年0.42%以内の場合

委託会社	受託会社	販売会社
信託報酬率に18.79%を乗じた率	信託報酬率に9.39%を乗じた率	信託報酬率に71.82%を乗じた率

- ^{*} 販売会社の配分率には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。

（４）【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

- a．信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- b．信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額に一定率（年0.0021%（税抜0.0020%））を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

資金の借入れ

一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

* 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する平成23年６月末における課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認してください。

個別元本について

- a. 追加型公社債投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行時（平成14年４月１日）にすでに受益権を保有しているものについては、１口当たり１円が当該受益権に係る個別元本となります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 決算日において基準価額が１万円を下回っている場合、分配は行われません。また、翌期以降も決算日に１万円を上回らない限り、分配は行われませんが、その間の損益は基準価額に反映されます。

解約時および償還時の課税について

解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

決算日の基準価額が１万円を上回っている場合、その上回る部分が収益として全額分配され、その全額が課税の対象となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

- （a）個人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税15%および地方税５%）の税率による源泉分離課税が行われます。
- （b）買取りについては、決算日の基準価額から所得税および地方税に相当する金額（個別元本超過額の20%）が差引かれます。買取差益は課税されません。
- （c）マル優制度の利用

少額貯蓄非課税制度（マル優制度）を利用する受益者は、非課税となります。

マル優制度利用の場合、一人当たり元本350万円（既に利用している場合は、その金額を差引いた額）までについて、解約金、収益分配金および償還金に対する課税は行われません。（ただし、販売会社により利用できない場合があります。）

* マル優制度は平成18年１月に障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改組されました。

b. 法人の受益者に対する課税

- （a）法人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税15%および地方税５%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、所得税および地方税は所有期間に応じてそれぞれ法人税額および法人住民税額から控除されます。

（b）買取りについては、決算日の基準価額から所得税および地方税に相当する金額（個別元本超過額の20％）が差引かれます。買取差益は課税されません。

- * 換金時は、換金に係る受益権に帰属する再投資前の収益分配金に対して課税が行われます。また、償還時は、償還金の元本超過額および償還に係る受益権に帰属する収益分配金に対して課税が行われます。
- * 買取価額につきましては、買取請求を行った販売会社に確認してください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成23年 6 月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	日本	1,482,849,183	42.57
コマーシャル・ペーパー	日本	999,476,195	28.70
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	1,000,622,470	28.73
合計（純資産総額）	—	3,482,947,848	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（全銘柄）

（平成23年 6月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額		評価額		利率（％）	償還期限	投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）			
1	日本	コマーシャル・ペーパー	ジャックス	500,000,000	—	499,825,540	—	499,825,540	—	—	14.35
2	日本	コマーシャル・ペーパー	オリエントコーポレーション	500,000,000	—	499,650,655	—	499,650,655	—	—	14.34
3	日本	社債券	第36回 阪急阪神ホールディングス	400,000,000	100.08	400,354,558	100.08	400,354,558	1.46	2011年7月29日	11.49
4	日本	社債券	第36回 三井化学	200,000,000	100.69	201,381,312	100.69	201,381,312	1.4	2012年2月3日	5.78
5	日本	社債券	第45回 小田急電鉄	178,000,000	100.06	178,124,508	100.06	178,124,508	1.18	2011年7月25日	5.11
6	日本	社債券	第60回 丸紅	100,000,000	100.78	100,783,480	100.78	100,783,480	1.5	2012年2月17日	2.89
7	日本	社債券	第3回 セイコーエプソン	100,000,000	100.52	100,527,699	100.52	100,527,699	1.65	2011年11月17日	2.88
8	日本	社債券	第4回 三井倉庫	100,000,000	100.49	100,492,983	100.49	100,492,983	1.53	2011年11月30日	2.88
9	日本	社債券	第9回 川崎汽船	100,000,000	100.46	100,467,477	100.46	100,467,477	1.48	2011年12月14日	2.88
10	日本	社債券	第20回 全日本空輸	100,000,000	100.38	100,381,430	100.38	100,381,430	1.44	2011年10月27日	2.88
11	日本	社債券	第24回 三井化学	100,000,000	100.20	100,202,000	100.20	100,202,000	1.62	2011年8月24日	2.87
12	日本	社債券	第5回 三井金属鉱業	100,000,000	100.13	100,133,736	100.13	100,133,736	1.71	2011年8月3日	2.87

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

種類別投資比率

（平成23年 6月30日現在）

国内／外国	種類	投資比率（％）
国内	社債券	42.57
	コマーシャル・ペーパー	28.70
合計		71.27

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年６月30日および同日前１年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第17特定期間（平成13年12月19日）	35,313	35,375	10,000	10,018
第18特定期間（平成14年６月19日）	18,058	18,105	10,000	10,026
第19特定期間（平成14年12月19日）	21,112	21,159	10,000	10,022
第20特定期間（平成15年６月19日）	21,233	21,277	10,000	10,021
第21特定期間（平成15年12月24日）	21,621	21,653	10,000	10,014
第22特定期間（平成16年６月21日）	18,509	18,526	10,000	10,009
第23特定期間（平成16年12月20日）	20,511	20,530	10,000	10,009
第24特定期間（平成17年６月20日）	18,550	18,564	10,000	10,007
第25特定期間（平成17年12月19日）	15,074	15,085	10,000	10,008
第26特定期間（平成18年６月19日）	12,849	12,861	10,000	10,009
第27特定期間（平成18年12月19日）	11,121	11,142	10,000	10,018
第28特定期間（平成19年６月19日）	8,669	8,693	10,000	10,028
第29特定期間（平成19年12月19日）	8,523	8,551	10,000	10,033
第30特定期間（平成20年６月19日）	7,342	7,371	10,000	10,039
第31特定期間（平成20年12月24日）	6,532	6,556	10,000	10,036
第32特定期間（平成21年６月22日）	4,587	4,600	10,000	10,028
第33特定期間（平成21年12月21日）	4,865	4,873	10,000	10,016
第34特定期間（平成22年６月21日）	4,320	4,325	10,000	10,012
第35特定期間（平成22年12月20日）	3,653	3,656	10,000	10,008
第36特定期間（平成23年６月20日）	3,533	3,535	10,000	10,008
平成22年６月末日	4,177	—	10,000	—
平成22年７月末日	4,177	—	10,002	—
平成22年８月末日	4,178	—	10,004	—
平成22年９月末日	3,653	—	10,000	—
平成22年10月末日	3,654	—	10,002	—
平成22年11月末日	3,654	—	10,002	—
平成22年12月末日	3,529	—	10,000	—
平成23年１月末日	3,529	—	10,001	—
平成23年２月末日	3,530	—	10,003	—
平成23年３月末日	3,533	—	10,000	—
平成23年４月末日	3,533	—	10,002	—
平成23年５月末日	3,534	—	10,004	—
平成23年６月末日	3,482	—	10,000	—

（注１）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（６ヵ月毎）に支払われた１口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注２）基準価額は１単位（１万口）当たりの純資産総額です。

【分配の推移】

	計算期間	1 万口当たりの分配金（円）
第17特定期間	自 平成13年 6 月20日 至 平成13年12月19日	17.70
第18特定期間	自 平成13年12月20日 至 平成14年 6 月19日	26.11
第19特定期間	自 平成14年 6 月20日 至 平成14年12月19日	22.16
第20特定期間	自 平成14年12月20日 至 平成15年 6 月19日	20.90
第21特定期間	自 平成15年 6 月20日 至 平成15年12月24日	14.43
第22特定期間	自 平成15年12月25日 至 平成16年 6 月21日	9.08
第23特定期間	自 平成16年 6 月22日 至 平成16年12月20日	8.99
第24特定期間	自 平成16年12月21日 至 平成17年 6 月20日	7.48
第25特定期間	自 平成17年 6 月21日 至 平成17年12月19日	7.70
第26特定期間	自 平成17年12月20日 至 平成18年 6 月19日	9.38
第27特定期間	自 平成18年 6 月20日 至 平成18年12月19日	18.48
第28特定期間	自 平成18年12月20日 至 平成19年 6 月19日	27.64
第29特定期間	自 平成19年 6 月20日 至 平成19年12月19日	33.38
第30特定期間	自 平成19年12月20日 至 平成20年 6 月19日	39.09
第31特定期間	自 平成20年 6 月20日 至 平成20年12月24日	35.77
第32特定期間	自 平成20年12月25日 至 平成21年 6 月22日	28.46
第33特定期間	自 平成21年 6 月23日 至 平成21年12月21日	15.79
第34特定期間	自 平成21年12月22日 至 平成22年 6 月21日	12.39
第35特定期間	自 平成22年 6 月22日 至 平成22年12月20日	7.50
第36特定期間	自 平成22年12月21日 至 平成23年 6 月20日	8.31

【収益率の推移】

	計算期間	収益率（％）
第17特定期間	自 平成13年 6 月20日 至 平成13年12月19日	0.2
第18特定期間	自 平成13年12月20日 至 平成14年 6 月19日	0.3
第19特定期間	自 平成14年 6 月20日 至 平成14年12月19日	0.2
第20特定期間	自 平成14年12月20日 至 平成15年 6 月19日	0.2
第21特定期間	自 平成15年 6 月20日 至 平成15年12月24日	0.1
第22特定期間	自 平成15年12月25日 至 平成16年 6 月21日	0.1
第23特定期間	自 平成16年 6 月22日 至 平成16年12月20日	0.1
第24特定期間	自 平成16年12月21日 至 平成17年 6 月20日	0.1
第25特定期間	自 平成17年 6 月21日 至 平成17年12月19日	0.1
第26特定期間	自 平成17年12月20日 至 平成18年 6 月19日	0.1
第27特定期間	自 平成18年 6 月20日 至 平成18年12月19日	0.2
第28特定期間	自 平成18年12月20日 至 平成19年 6 月19日	0.3
第29特定期間	自 平成19年 6 月20日 至 平成19年12月19日	0.3
第30特定期間	自 平成19年12月20日 至 平成20年 6 月19日	0.4
第31特定期間	自 平成20年 6 月20日 至 平成20年12月24日	0.4
第32特定期間	自 平成20年12月25日 至 平成21年 6 月22日	0.3
第33特定期間	自 平成21年 6 月23日 至 平成21年12月21日	0.2
第34特定期間	自 平成21年12月22日 至 平成22年 6 月21日	0.1
第35特定期間	自 平成22年 6 月22日 至 平成22年12月20日	0.1
第36特定期間	自 平成22年12月21日 至 平成23年 6 月20日	0.1
	自 平成23年 6 月21日 至 平成23年 6 月30日	0.0

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第17特定期間	自 平成13年 6 月20日 至 平成13年12月19日	6,020,033,007	4,471,817,001	35,313,071,203
第18特定期間	自 平成13年12月20日 至 平成14年 6 月19日	5,121,407,978	22,375,729,840	18,058,749,341
第19特定期間	自 平成14年 6 月20日 至 平成14年12月19日	7,363,188,978	4,309,686,337	21,112,251,982
第20特定期間	自 平成14年12月20日 至 平成15年 6 月19日	4,802,987,068	4,682,230,006	21,233,009,044
第21特定期間	自 平成15年 6 月20日 至 平成15年12月24日	3,086,094,109	2,697,144,348	21,621,958,805
第22特定期間	自 平成15年12月25日 至 平成16年 6 月21日	2,508,652,062	5,621,002,808	18,509,608,059
第23特定期間	自 平成16年 6 月22日 至 平成16年12月20日	3,677,701,636	1,675,593,715	20,511,715,980
第24特定期間	自 平成16年12月21日 至 平成17年 6 月20日	1,459,901,489	3,420,982,956	18,550,634,513
第25特定期間	自 平成17年 6 月21日 至 平成17年12月19日	2,562,501,434	6,038,844,094	15,074,291,853
第26特定期間	自 平成17年12月20日 至 平成18年 6 月19日	477,083,081	2,701,433,824	12,849,941,110
第27特定期間	自 平成18年 6 月20日 至 平成18年12月19日	488,194,811	2,216,499,683	11,121,636,238
第28特定期間	自 平成18年12月20日 至 平成19年 6 月19日	85,358,249	2,537,490,972	8,669,503,515
第29特定期間	自 平成19年 6 月20日 至 平成19年12月19日	230,224,741	376,517,370	8,523,210,886
第30特定期間	自 平成19年12月20日 至 平成20年 6 月19日	39,005,933	1,219,257,855	7,342,958,964
第31特定期間	自 平成20年 6 月20日 至 平成20年12月24日	677,704,968	1,487,754,783	6,532,909,149
第32特定期間	自 平成20年12月25日 至 平成21年 6 月22日	188,083,196	2,133,760,214	4,587,232,131
第33特定期間	自 平成21年 6 月23日 至 平成21年12月21日	305,680,803	27,168,774	4,865,744,160
第34特定期間	自 平成21年12月22日 至 平成22年 6 月21日	38,413,321	583,520,876	4,320,636,605
第35特定期間	自 平成22年 6 月22日 至 平成22年12月20日	44,039,557	711,134,172	3,653,541,990
第36特定期間	自 平成22年12月21日 至 平成23年 6 月20日	51,674,887	172,202,867	3,533,014,010
	自 平成23年 6 月21日 至 平成23年 6 月30日	14,110,149	64,296,958	3,482,827,201

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得の申込みは、3ヵ月毎の決算日の5営業日前を最終日としてそれ以前の約1ヵ月程度に限定されます。ただし、収益分配金の再投資に係る取得申込みについては、あらかじめ当該計算期間終了日の5営業日前に当該申込みがあったものとみなして再投資するものとします。

また、申込期間において、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の取得申込みには制限を設ける場合があります。

なお、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 申込単位

1万円以上1円単位（当初元本1口＝1円）

なお、収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

(2) 申込手数料

かかりません。

(3) 申込価額

決算日の基準価額

(4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

2【換金（解約）手続等】

換金の申込みは、3ヵ月毎の決算日の5営業日前を最終日としてそれ以前の約1ヵ月程度に限定されます。

換金（解約または買取り）の請求は、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

なお、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額（または買取価額）は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、決算日の基準価額（または買取価額）とします。

解約価額（または買取価額）は、販売会社において確認できます。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(1) 解約

解約単位

1口単位（当初元本1口＝1円）

解約価額

決算日の基準価額

解約手数料

かかりません。

信託財産留保額

ありません。

解約代金

解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が個別元本を超過した額に対してかかります。）を差引いた額となります。解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、そのつど受益者に支払います。

支払日

解約代金および信託の解約に係る受益権に帰属する収益分配金は、原則として決算日から起算して4営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

(2) 買取り

買取単位

1口単位（当初元本1口＝1円）

買取価額

原則、決算日の基準価額から源泉徴収額に相当する額を差引いた額

買取手数料

かかりません。

信託財産留保相当額

ありません。

買取代金

買取価額となります。販売会社が受益権を買取った場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、そのつど受益者に支払います。

支払日

買取代金および買取りに係る受益権に帰属する収益分配金は、原則として決算日から起算して4営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

その他

販売会社は、次の事由により決算日を除く信託期間中に受益者（受益者死亡の場合はその相続人）から買取りの請求があるときは、当該請求の日を買取りの受付日として、販売会社所定の方法により、買取ります。

- a．受益者が死亡したとき
- b．受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- c．受益者が破産宣告を受けたとき
- d．受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- e．その他前記に準ずる事由があるものとして、販売会社が認めるとき

その場合、買取価額は買取りの受付日の基準価額から当該買取りを行う販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とし、支払日は買取りの受付日から起算して4営業日目以降とします。

買取りにつきましては、販売会社に確認してください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】**基準価額の算出方法**

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

＊ 基準価額＝純資産総額÷受益権総口数

ファンドの主な投資対象の評価方法

・公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

（ａ）日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

（ｂ）金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

（ｃ）価格情報会社の提供する価額

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成５年６月22日から平成25年３月21日までとします。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の更新が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を更新することができます。その場合において、あらかじめ、更新しようとする旨を監督官庁に届出ます。

（４）【計算期間】

原則として、毎年３月20日から６月19日まで、６月20日から９月19日まで、９月20日から12月19日まで、12月20日から翌年３月19日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日の場合、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は平成25年３月21日とします。

（５）【その他】**ファンドの償還条件等**

- a．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b．委託会社は、一部解約により受益権の総口数が30億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c．委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記

載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- d . 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- e . 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- f . 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g . d . から f . までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h . 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j . 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k . 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社または受益者が裁判所に受託会社の解任を請求し裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b . 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . 信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- d . 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- e . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a . から e . までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契

約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書

委託会社は、６ヵ月毎（毎年３月および９月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約または買取り）請求する権利を有します。

解約金、買取代金および信託の解約または買取りに係る受益権に帰属する収益分配金は、原則として決算日から起算して4営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

(4) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35特定期間（平成22年6月22日から平成22年12月20日まで）および第36特定期間（平成22年12月21日から平成23年6月20日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ホープ（3ヵ月決算型）3号】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第35特定期間末 (平成22年12月20日現在)	第36特定期間末 (平成23年6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,164,427,399	1,345,785,080
社債券	1,983,964,833	1,581,686,267
コマーシャル・ペーパー	499,650,655	499,650,655
現先取引勘定	-	99,988,440
未収利息	2,860,090	4,558,766
前払費用	4,132,331	3,440,654
流動資産合計	3,655,035,308	3,535,109,862
資産合計	3,655,035,308	3,535,109,862
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,081,448	1,611,054
未払受託者報酬	36,591	43,863
未払委託者報酬	352,725	420,714
その他未払費用	18,930	18,272
流動負債合計	1,489,694	2,093,903
負債合計	1,489,694	2,093,903
純資産の部		
元本等		
元本	3,653,541,990	3,533,014,010
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,624	1,949
元本等合計	3,653,545,614	3,533,015,959
純資産合計	3,653,545,614	3,533,015,959
負債純資産合計	3,655,035,308	3,535,109,862

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第35特定期間 自 平成22年 6 月22日 至 平成22年12月20日	第36特定期間 自 平成22年12月21日 至 平成23年 6 月20日
営業収益		
受取利息	12,556,183	16,730,483
有価証券売買等損益	8,591,754	12,959,566
営業収益合計	3,964,429	3,770,917
営業費用		
受託者報酬	88,894	75,512
委託者報酬	855,452	725,628
その他費用	41,020	36,955
営業費用合計	985,366	838,095
営業利益	2,979,063	2,932,822
経常利益	2,979,063	2,932,822
当期純利益	2,979,063	2,932,822
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（　）	2,371	3,624
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	2,977,810	2,934,497
期末剰余金又は期末欠損金（　）	3,624	1,949

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第35特定期間 自 平成22年 6 月22日 至 平成22年12月20日	第36特定期間 自 平成22年12月21日 至 平成23年 6 月20日
1．運用資産の評価基準及び評価方法	社債券及びコマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	社債券及びコマーシャル・ペーパー 同左
2．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3．その他	当ファンドの特定期間は、信託約款第31条第 2 項の規定により、平成22年 6 月22日から平成22年12月20日までとなっております。	当ファンドの特定期間は、信託約款第31条第 2 項の規定により、平成22年12月21日から平成23年 6 月20日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第35特定期間末 （平成22年12月20日現在）	第36特定期間末 （平成23年 6 月20日現在）
1．特定期間の末日における受益権の総数 3,653,541,990口	1．特定期間の末日における受益権の総数 3,533,014,010口
2．特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2．特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たりの純資産額 1.0000円 （1万口当たりの純資産額 10,000円）	1口当たりの純資産額 1.0000円 （1万口当たりの純資産額 10,000円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第35特定期間 自 平成22年 6 月22日 至 平成22年12月20日	第36特定期間 自 平成22年12月21日 至 平成23年 6 月20日
分配金の計算過程 第69計算期（平成22年 6 月22日から平成22年 9 月21日まで） 原則として、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当しております。 計算期末における分配対象金額1,898,923円（1万口当たり4.55円）のうち、1,896,362円（1万口当たり4.54円）を分配金額としております。 第70計算期（平成22年 9 月22日から平成22年12月20日まで） 原則として、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当しております。 計算期末における分配対象金額1,085,072円（1万口当たり2.97円）のうち、1,081,448円（1万口当たり2.96円）を分配金額としております。	分配金の計算過程 第71計算期（平成22年12月21日から平成23年 3 月22日まで） 原則として、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当しております。 計算期末における分配対象金額1,325,286円（1万口当たり3.76円）のうち、1,323,443円（1万口当たり3.75円）を分配金額としております。 第72計算期（平成23年 3 月23日から平成23年 6 月20日まで） 原則として、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当しております。 計算期末における分配対象金額1,613,003円（1万口当たり4.57円）のうち、1,611,054円（1万口当たり4.56円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

第35特定期間 自 平成22年 6 月22日 至 平成22年12月20日	第36特定期間 自 平成22年12月21日 至 平成23年 6 月20日
1．金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 (2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	1．金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左 市場リスクの管理 同左 信用リスクの管理 同左 流動性リスクの管理 同左 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 2．金融商品の時価等に関する事項 (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (2) 時価の算定方法 社債券、コマーシャル・ペーパー 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 2．金融商品の時価等に関する事項 (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 (2) 時価の算定方法 社債券、コマーシャル・ペーパー 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
--	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第35特定期間 自 平成22年 6 月22日 至 平成22年12月20日	第36特定期間 自 平成22年12月21日 至 平成23年 6 月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第35特定期間 自 平成22年 6 月22日 至 平成22年12月20日	第36特定期間 自 平成22年12月21日 至 平成23年 6 月20日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第35特定期間 自 平成22年 6 月22日 至 平成22年12月20日	第36特定期間 自 平成22年12月21日 至 平成23年 6 月20日
期首元本額 4,320,636,605円	期首元本額 3,653,541,990円
期中追加設定元本額 44,039,557円	期中追加設定元本額 51,674,887円
期中一部解約元本額 711,134,172円	期中一部解約元本額 172,202,867円

2 有価証券関係

第35特定期間 自 平成22年 6 月22日 至 平成22年12月20日		第36特定期間 自 平成22年12月21日 至 平成23年 6 月20日	
売買目的有価証券		売買目的有価証券	
種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
社債券	2,535,992	社債券	3,636,383
合計	2,535,992	合計	3,636,383

3 デリバティブ取引関係

第35特定期間 自 平成22年 6 月22日 至 平成22年12月20日		第36特定期間 自 平成22年12月21日 至 平成23年 6 月20日	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成23年 6 月20日現在

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
社債券	第19回 サッポロホールディングス	100,000,000	100,003,422	
	第 5 回 三井金属鉱業	100,000,000	100,173,016	
	第 3 回 セイコーエプソン	100,000,000	100,565,389	
	第60回 丸紅	100,000,000	100,817,240	
	第 5 回 イオンクレジットサービス	300,000,000	300,042,084	
	第45回 小田急電鉄	178,000,000	178,174,218	
	第36回 阪急阪神ホールディングス	400,000,000	400,476,758	
	第 9 回 川崎汽船	100,000,000	100,495,467	
	第20回 全日本空輸	100,000,000	100,413,480	
	第 4 回 三井倉庫	100,000,000	100,525,193	
	社債券 計	1,578,000,000	1,581,686,267	
コマーシャル・ ペーパー	オリエントコーポレーション	500,000,000	499,650,655	
	コマーシャル・ペーパー 計	500,000,000	499,650,655	
合計		2,078,000,000	2,081,336,922	

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成23年6月30日現在）

資産総額	3,583,204,597円
負債総額	100,256,749円
純資産総額（ - ）	3,482,947,848円
発行済数量	3,482,827,201口
1単位（1万口）当たり純資産額（ / ）	10,000円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

2 受益者等名簿

該当事項はありません。

3 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

（注）ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権について

は原則として取得申込者としします。)に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第 1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成23年 6 月末現在：26億 8 千万円

会社が発行する株式総数：50,000株

発行済株式総数：12,998株

過去 5 年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後 1 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの運用方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関する指図を行います。

投資環境検討会議は、取締役社長、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月 1 回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分析し検討を行います。

運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月 1 回開催され、ファンドの運用方針を決定します。

ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年6月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類			本数（本）	純資産総額（百万円）
公募	株式投資信託	単位型	0	0
		追加型	96	3,879,188
	公社債投資信託	単位型	0	0
		追加型	6	454,530
私募	証券投資信託		7	43,879
合計			109	4,377,597

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

第13期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則により作成し、第14期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）、第14期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第13期 （平成22年３月31日現在）		第14期 （平成23年３月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
流動資産					
預金			816,324		7,239,696
有価証券			31,757,438		30,421,863
前払費用			69,795		68,685
未収委託者報酬			2,947,209		2,510,077
未収収益			221,426		285,384
繰延税金資産			585,683		468,206
その他			32,502		33,127
流動資産計			36,430,379		41,027,040
固定資産					
有形固定資産			616,716		591,282
建物	1	257,347		228,542	
器具備品	1	167,467		173,762	
土地		186,000		186,000	
リース資産	1	5,901		2,977	
無形固定資産			1,433,864		1,526,666
ソフトウェア		1,433,384		1,526,287	
その他		480		378	
投資その他の資産			67,206,049		68,684,254
投資有価証券		66,415,786		67,806,337	
従業員貸付金		17,875		14,275	
長期差入保証金		528,414		518,192	
繰延税金資産		216,593		323,668	
その他		98,180		92,580	
貸倒引当金		70,800		70,800	
固定資産計			69,256,630		70,802,203
資産合計			105,687,010		111,829,244

		第13期 （平成22年3月31日現在）		第14期 （平成23年3月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
流動負債					
リース債務			-		940
預り金			43,102		40,975
未払金			1,554,347		1,188,372
未払収益分配金		1,600		1,473	
未払償還金		46,425		67,323	
未払手数料		1,283,377		1,041,886	
その他未払金		222,944		77,689	
未払費用			761,573		744,790
未払法人税等			4,806,803		3,306,998
賞与引当金			508,616		469,531
役員賞与引当金			93,750		78,000
流動負債計			7,768,192		5,829,607
固定負債					
リース債務			6,196		2,186
時効後支払損引当金			59,837		41,620
退職給付引当金			785,195		627,026
役員退職慰労引当金			161,280		188,020
固定負債計			1,012,508		858,854
負債合計			8,780,701		6,688,461
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			2,680,000		2,680,000
資本剰余金			670,000		670,000
資本準備金		670,000		670,000	
利益剰余金			93,072,078		101,609,762
その他利益剰余金		93,072,078		101,609,762	
繰越利益剰余金		93,072,078		101,609,762	
自己株式			23,003		45,329
株主資本合計			96,399,075		104,914,433
評価・換算差額等					
その他有価証券評 価差額金			507,233		226,349
評価・換算差額等合計			507,233		226,349
純資産合計			96,906,308		105,140,782
負債・純資産合計			105,687,010		111,829,244

（ 2 ）【損益計算書】

		第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日		第14期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬			63,090,113		53,057,918
投資顧問料			-		145,088
営業収益計			63,090,113		53,203,006
営業費用					
支払手数料			28,257,324		22,757,130
広告宣伝費			506,616		559,674
公告費			3,531		1,740
調査費			3,600,074		4,340,176
調査費		642,580		677,966	
委託調査費		2,957,494		3,662,209	
委託計算費			341,063		373,337
営業雑経費			1,023,110		871,573
通信費		150,540		123,495	
印刷費		811,227		692,730	
協会費		46,435		43,585	
諸会費		3,740		3,786	
諸経費		11,167		7,974	
営業費用計			33,731,720		28,903,633
一般管理費					
給料			3,479,543		3,419,609
役員報酬		204,563		206,025	
給与・手当		2,815,164		2,828,348	
賞与		459,815		385,235	
賞与引当金繰入			507,516		465,831
役員賞与引当金繰入			93,750		74,250
福利厚生費			452,421		456,909
交際費			45,535		57,878
旅費交通費			180,901		222,106
租税公課			159,889		131,762

		第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日		第14期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
不動産賃借料			576,182		580,788
退職給付費用			236,101		230,478
役員退職慰労引当金 繰入			73,090		76,190
固定資産減価償却費			570,244		633,508
諸経費			599,927		1,288,112
一般管理費計			6,975,105		7,637,425
営業利益			22,383,288		16,661,947
営業外収益					
受取配当金			4,287		3,486
有価証券利息			821,370		854,305
受取利息			1,372		777
時効成立分配金・償 還金			14,153		7,326
その他			20,296		4,666
営業外収益計			861,480		870,561
営業外費用					
その他			3,663		685
営業外費用計			3,663		685
経常利益			23,241,104		17,531,824
特別利益					
投資有価証券売却益			-		625
特別利益計			-		625
特別損失					
投資有価証券売却損			3,800		14,281
ゴルフ会員権評価減			-		5,600
資産除去債務会計基準 の適用に伴う影響額			-		6,160
特別損失計			3,800		26,041
税引前当期純利益			23,237,304		17,506,407
法人税、住民税 及び事業税			9,481,268		6,974,097
法人税等調整額			22,418		175,798
当期純利益			13,733,618		10,356,511

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第14期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高及び当期末残高	2,680,000	2,680,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高及び当期末残高	670,000	670,000
資本剰余金合計		
前期末残高及び当期末残高	670,000	670,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	80,897,517	93,072,078
当期変動額		
剰余金の配当	1,559,056	1,818,828
当期純利益	13,733,618	10,356,511
当期変動額合計	12,174,561	8,537,683
当期末残高	93,072,078	101,609,762
利益剰余金合計		
前期末残高	80,897,517	93,072,078
当期変動額		
剰余金の配当	1,559,056	1,818,828
当期純利益	13,733,618	10,356,511
当期変動額合計	12,174,561	8,537,683
当期末残高	93,072,078	101,609,762
自己株式		
前期末残高	19,759	23,003
当期変動額		
自己株式の取得	3,243	22,326
当期変動額合計	3,243	22,326
当期末残高	23,003	45,329

（単位：千円）

	第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第14期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
株主資本合計		
前期末残高	84,227,757	96,399,075
当期変動額		
剰余金の配当	1,559,056	1,818,828
当期純利益	13,733,618	10,356,511
自己株式の取得	3,243	22,326
当期変動額合計	12,171,318	8,515,357
当期末残高	96,399,075	104,914,433
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	18,890	507,233
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	526,123	280,883
当期変動額合計	526,123	280,883
当期末残高	507,233	226,349
評価・換算差額等合計		
前期末残高	18,890	507,233
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	526,123	280,883
当期変動額合計	526,123	280,883
当期末残高	507,233	226,349
純資産合計		
前期末残高	84,208,867	96,906,308
当期変動額		
剰余金の配当	1,559,056	1,818,828
当期純利益	13,733,618	10,356,511
自己株式の取得	3,243	22,326
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	526,123	280,883
当期変動額合計	12,697,441	8,234,473
当期末残高	96,906,308	105,140,782

[重要な会計方針]

第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第14期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定している） 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～50年 器具備品 3～15年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 3．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。	1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) リース資産 同左 3．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左

第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第14期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
(3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。 （追加情報） 当社では、平成21年 7 月 1 日付で退職給付制度の改定を行い、適格退職年金制度を確定給付企業年金制度（キャッシュバランプラン）へ移行し、また退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会 平成14年 1 月31日 企業会計基準適用指針第 1 号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成14年 3 月29日 実務対応報告第 2 号）を適用しております。本移行に伴う影響は軽微であります。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。 (6) 時効後支払損引当金 負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。 4．消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。	(3) 役員賞与引当金 同左 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。 (5) 役員退職慰労引当金 同左 (6) 時効後支払損引当金 同左 4．消費税等の会計処理方法 同左

[会計方針の変更]

第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第14期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
退職給付に関する会計基準 当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年 7 月31日）を適用しております。この会計基準の適用に伴う影響はありません。	資産除去債務に関する会計基準 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日）を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ3,890千円減少し、税引前当期純利益は10,050千円減少しております。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

第13期 （平成22年 3 月31日現在）	第14期 （平成23年 3 月31日現在）												
1．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>485,468千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>483,146千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>2,868千円</td></tr> </table>	建物	485,468千円	器具備品	483,146千円	リース資産	2,868千円	1．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>519,490千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>547,771千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>5,791千円</td></tr> </table>	建物	519,490千円	器具備品	547,771千円	リース資産	5,791千円
建物	485,468千円												
器具備品	483,146千円												
リース資産	2,868千円												
建物	519,490千円												
器具備品	547,771千円												
リース資産	5,791千円												

（損益計算書関係）

第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第14期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
-----	-----

（株主資本等変動計算書関係）

．第13期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2．自己株式の種類及び株式数（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	6	0	-	6

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

3．配当に関する事項

（1）配当金の支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通 株式	1,559百万円	120,000円	平成21年3月31日	平成21年6月26日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成22年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

（決議）	株式の 種類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	1,818百万円	140,000円	平成22年3月31日	平成22年6月29日

．第14期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2．自己株式の種類及び株式数（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	6	3	-	9

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

３．配当に関する事項

（１）配当金の支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の 総 額	1 株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成22年 6 月28日 定時株主総会	普通 株式	1,818百万円	140,000円	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月29日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成23年 6 月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

（決議）	株式の 種類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年 6 月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	30,003百万円	2,310,000円	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月28日

（リース取引関係）

第13期 （平成22年 3 月31日現在）		第14期 （平成23年 3 月31日現在）	
借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料		借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料	
1年内	508,344千円	1年内	570,834千円
1年超	1,715,047千円	1年超	1,479,989千円
合計	2,223,391千円	合計	2,050,823千円

（金融商品関係）

第13期

自 平成21年4月1日

至 平成22年3月31日

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

有価証券及び投資有価証券は主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	45,184,694	45,593,563	408,868
その他有価証券	52,840,999	52,840,999	-
（2）未収委託者報酬	2,947,209	2,947,209	-
資産計	100,972,904	101,381,772	408,868
（1）未払手数料	1,283,377	1,283,377	-
（2）未払法人税等	4,806,803	4,806,803	-
負債計	6,090,180	6,090,180	-

（注1）

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

（1）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（2）未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債**(1) 未払手数料**

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	147,530

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券			
(1) 国債	-	-	-
(2) 社債	8,000,000	11,700,000	-
(3) その他	15,290,000	10,056,000	-
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1) 国債	2,500,000	2,300,000	4,700,000
(2) 社債	5,000,000	13,327,200	8,100,000
(3) その他	838,000	3,974,000	6,850,000
未収委託者報酬	2,947,209	-	-
合計	34,575,209	41,357,200	19,650,000

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

第14期
自 平成22年 4 月 1 日
至 平成23年 3 月31日

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成23年 3 月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	7,239,696	7,239,696	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	21,779,521	21,870,039	90,517
その他有価証券	76,317,849	76,317,849	-
(3) 未収委託者報酬	2,510,077	2,510,077	-
資産計	107,847,144	107,937,662	90,517
(1) 未払手数料	1,041,886	1,041,886	-
(2) 未払法人税等	3,306,998	3,306,998	-
負債計	4,348,885	4,348,885	-

(注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	130,830

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
預金	7,239,696	-	-
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券			
(1) 国債	-	-	-
(2) 社債	8,500,000	3,200,000	-
(3) その他	6,156,000	3,900,000	-
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1) 国債	9,500,000	15,100,000	10,700,000
(2) 社債	4,418,000	14,609,200	2,400,000
(3) その他	1,772,000	3,002,000	6,050,000
未収委託者報酬	2,510,077	-	-
合計	40,095,773	39,811,200	19,150,000

（有価証券関係）

．第13期（平成22年3月31日）

１．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	社債	19,777,593	19,979,679	202,085
	その他	25,407,101	25,613,884	206,783
	小計	45,184,694	45,593,563	408,868
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		45,184,694	45,593,563	408,868

２．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	68,254	29,506	38,747
	(2) 債券			
	国債	2,505,450	2,504,009	1,440
	社債	23,338,799	23,136,770	202,028
	その他	5,123,657	5,087,926	35,730
	(3) その他	4,152,453	3,681,873	470,580
	小計	35,188,614	34,440,086	748,528
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	12,936	18,600	5,664
	(2) 債券			
	国債	7,030,732	7,037,061	6,329
	社債	3,686,805	3,694,904	8,099
	その他	6,901,911	6,920,792	18,881
	(3) その他	20,000	20,000	-
	小計	17,652,384	17,691,358	38,973
合計		52,840,999	52,131,444	709,554

（注）非上場株式（貸借対照表計上額147,530千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	2,400	-	3,800
（２）債券			
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
（３）その他	65,802	5,832	-
合計	68,202	5,832	3,800

・第14期（平成23年3月31日）

1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	社債	9,014,498	9,061,107	46,608
	その他	10,063,217	10,126,664	63,447
	小計	19,077,715	19,187,771	110,055
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	2,701,805	2,682,268	19,537
	その他	-	-	-
	小計	2,701,805	2,682,268	19,537
合計		21,779,521	21,870,039	90,517

2．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	42,349	17,443	24,906
	(2) 債券			
	国債	18,535,440	18,505,375	30,064
	社債	17,604,671	17,490,777	113,893
	その他	9,493,337	9,457,852	35,484
	(3) その他	3,990,588	3,760,936	229,651
	小計	49,666,386	49,232,386	434,000
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	13,127	22,084	8,957
	(2) 債券			
	国債	17,096,521	17,123,188	26,667
	社債	4,142,440	4,166,134	23,694
	その他	1,614,711	1,615,347	635
	(3) その他	3,784,662	3,895,434	110,771
	小計	26,651,462	26,822,188	170,726
合計		76,317,849	76,054,575	263,274

（注）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	11,622	625	14,281
（２）債券			
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
（３）その他	-	-	-
合計	11,622	625	14,281

（デリバティブ取引関係）

第13期 自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日	第14期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第13期 （平成22年3月31日現在）	第14期 （平成23年3月31日現在）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産（千円）	繰延税金資産（千円）
投資有価証券評価減 321,392	投資有価証券評価減 294,734
ゴルフ会員権評価減 65,889	ゴルフ会員権評価減 68,163
賞与引当金 206,498	賞与引当金 190,629
退職給付引当金 318,789	退職給付引当金 254,572
役員退職慰労引当金 65,479	役員退職慰労引当金 76,336
時効後支払損引当金 24,294	時効後支払損引当金 16,898
事業税及び事業所税 359,392	事業税及び事業所税 249,057
減損損失 352,591	減損損失 351,074
その他 59,395	その他 70,419
繰延税金資産小計 1,773,722	繰延税金資産小計 1,571,885
評価性引当額 768,618	評価性引当額 742,716
繰延税金資産合計 1,005,104	繰延税金資産合計 829,168
繰延税金負債（千円）	繰延税金負債（千円）
未収配当金 505	未収配当金 368
その他有価証券評価差額金 202,321	その他有価証券評価差額金 36,925
繰延税金負債合計 202,827	繰延税金負債合計 37,293
差引：繰延税金資産の純額 802,277	差引：繰延税金資産の純額 791,875
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

（退職給付関係）

第13期

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日現在）

(1) 退職給付債務	1,885,553千円
(2) 年金資産	950,835
(3) 未認識数理計算上の差異	149,523
(4) 退職給付引当金(1)+(2)+(3)	785,195

3．退職給付費用に関する事項（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

(1) 勤務費用	167,527千円
(2) 利息費用	32,009
(3) 期待運用収益	12,331
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	-
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	23,224
(6) その他（注）	25,670
(7) 退職給付費用(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)	236,101

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準

(2) 割引率 1.8%

(3) 期待運用収益率 1.8%

(4) 数理計算上の差異の処理年数 10年

(5) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

第14期

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項（平成23年3月31日現在）

(1) 退職給付債務	1,968,146千円
(2) 年金資産	1,153,361
(3) 未認識数理計算上の差異	187,757
(4) 退職給付引当金(1)+(2)+(3)	627,026

3. 退職給付費用に関する事項（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

(1) 勤務費用	164,361千円
(2) 利息費用	33,939
(3) 期待運用収益	17,115
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	-
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	17,274
(6) その他（注）	32,017
(7) 退職給付費用(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)	230,478

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準

(2) 割引率 1.8%

(3) 期待運用収益率 1.8%

(4) 数理計算上の差異の処理年数 10年

(5) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

（セグメント情報等）

第14期
自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1．製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

・第13期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

・第14期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．関連当事者との取引

該当事項はありません。

2．親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

第13期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第14期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
1株当たり純資産額 7,459,133円98銭 1株当たり当期純利益 1,057,074円56銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 13,733,618千円 普通株式に係る当期純利益 13,733,618千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円 普通株式の期中平均株式数 12,992株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。	1株当たり純資産額 8,094,863円52銭 1株当たり当期純利益 797,209円72銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 10,356,511千円 普通株式に係る当期純利益 10,356,511千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円 普通株式の期中平均株式数 12,990株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと
- (5) 前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成23年 3 月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法、以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >（平成23年 3 月末現在）

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成23年 3 月末現在	事業の内容
株式会社SBI証券*	47,937	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	3,000	

* 株式会社SBI証券は受益権の募集の取扱いを行いません。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

(2) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

* 株式会社SBI証券は受益権の募集の取扱いを行いません。

3 【資本関係】

- (1) 委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。
 該当事項はありません。

(2) 関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5 %以上のものを記載します。

受託会社

該当事項はありません。

販売会社

該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

ファンドについては、金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる以下の書類を提出しています。

平成23年 1 月14日	臨時報告書
平成23年 3 月17日	有価証券報告書
	有価証券届出書の訂正届出書
平成23年 4 月 5 日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成23年2月10日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているホープ（3ヵ月決算型）3号の平成22年6月22日から平成22年12月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホープ（3ヵ月決算型）3号の平成22年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月28日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成 2 3 年 8 月 9 日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているホープ（3 ヶ月決算型）3 号の平成 2 2 年 1 2 月 2 1 日から平成 2 3 年 6 月 2 0 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホープ（3 ヶ月決算型）3 号の平成 2 3 年 6 月 2 0 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月27日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部 俊夫 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重 俊寛 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。